

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、  
当該休日を除く)

目 次

- ◇訓 示 命 令
- 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

- 結核予防法による医療機関の指定

- 結核予防法による指定医療機関の許認

- 計量器の定期検査の実施

- 保安林予定森林の指定

- 土地改良事業計画書等の確認

- 土地改良事業計画書の認定

- 土地地区調整事業の施行の認可

- ◇教委告示

- 臨時教育委員会の招集

- ◇公安告示

- 道路交通法による聴聞の実施

- ◇公 告

- 毒物劇物取扱者試験の合格者

- 高圧ガス作業主任者試験の実施

- ◇正 訓

- 昭和四十一年四月一日付け鳥取県条例第十三号中訂正

訓

令

鳥取県告示第百七十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年四月十二日

告 示

附 則

この訓令は、昭和四十一年四月十二日から施行する。

鳥取県知事 石 研 二 明

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者

昭和四十一年 三月二十四日 四島醫院福部分院

岩美郡福井村福川六六

四島 怡子

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の許認があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年四月十二日

時 間 月 日 指定伐木場の名稱 所 在 地  
昭和四十一年四月十二日 島取市国民健康保険 神戸大橋所 の一帯見立地 菅原  
鳥取県告示第百七十二号

計量法（昭和三十六年法律第二百七〇）第百四十条の規定に基づき、自古法の計量審定期検査を次のとおり実施するので、同法の百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月十二日

検査日	時 時	検査区域	検査場所
五月十二日	午前十時から午後三時まで	鳥取市上井地区	上井翁主厚生会館
十三日	午前十時から午後三時まで	西郷・上井地区	鳥取市農業協同組合西郷支所
十四日	午前十時から午後三時まで	上北条・上井地区	鳥取市農業協同組合西郷支所
十五日	午前十時から午後三時まで	上北条	上北条公民館
十六日	午前十時から午後三時まで	西郷・上井地区	鳥取市農業協同組合西郷支所
十七日	午前十時から午後三時まで	西郷・上井地区	鳥取市農業協同組合西郷支所
十八日	午前十時から午後三時まで	森城・高城公民館	鳥取市農業協同組合西郷支所
十九日	午前十時から午後三時まで	北谷・北谷小学校	北谷小学校
二十日	午前十時から午後三時まで	上小鴨・上小鴨公民館	上小鴨公民館
二十一日	午前十時から午後三時まで	小鴨・小鴨	小鴨公民館

一 総覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し  
二 総覧に供する期間 昭和四十一年四月十五日から二十日間  
三 総覧に供する場所 従江町役場  
四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十一年四月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十七日付で八頭郡佐治村大字福岡一、四番地 竹本筋次郎ほか十四人の者から申請のあつた区域で行なう土地改良事業（農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように総覧に供する。

昭和四十一年四月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 総覧に供する書類の名称 土地改良事業（農道整備）計画書の写し

二 総覧に供する期間 昭和四十一年四月十五日から二十日間とする。

鳥取県告示第百七十三号  
次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和三十六年法律第二百十九号）第三十条の規定により告示する。  
昭和四十一年四月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第百七十四号  
指定伐木場の名稱 所在地  
八頭郡若狭町大字赤松字魚飛二一七九の三三、二一七九の三四、二一八一の一、二一八一の二、大字米見野字横住一三四六の一、一三四六、二一三一七の二、二一三一七の八、智頭町大字芦津字豪原下平一〇五の二及び一〇五〇の三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若狭町大字赤松字魚飛二一七九の三三、二一七九の三四、二一八一の一、二一八一の二、大字米見野字横住一三四六の一、一三四六、二一三一七の二、二一三一七の八、智頭町大字芦津字豪原下平一〇五の二及び一〇五〇の三

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 保安林の指定後における森林に係る指定範囲要件

四 立木の伐採の方法

一 主伐は、禁止する。

二 間伐その他の特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

四 立木の伐採の限度

一 次のとおりとする。

二 次のとおりは、省略し、その關係書類を鳥取県農林部林務課並びに若狭町役場及び智頭町役場に備え置いて総覧に供する。)

鳥取県告示第百七十六号

土地整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条の規定に基づき、米子市五千石田地土地整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により次のように告示する。

昭和四十一年四月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 土地区画整理事業の名称

二 施行地区に含まれる地域の名称

三 事務所の所在地

四 施行認可の年月日

昭和四十一年三月二十二日

五 施行者の名称及び事務所の所在地

米子市中町二十番地

六 事業年度

米子市

二 課税当事者の住所及び氏名	
1 岩美郡岩美町大字牧石四反地の五	自動車等運転者 山藤 秀男
2 岩美郡福部村大字海士六〇一	自動車等運転者 井手野 遼
3 鳥取市西品治六〇九	自動車等運転者 中村 雅樹
4 鳥取市川外大工町二八	自動車等運転者 中原 英輝
5 鳥取市新田治町一三一	自動車等運転者 佐々木喜晴
6 鳥取市中町四〇一	自動車等運転者 德沢 敏治
7 鳥取市宮谷一九九	自動車等運転者 西尾 美和
8 鳥取市立川町五丁目二二三〇九	自動車等運転者 梶実 錠藏
9 鳥取市行徳四〇三	自動車等運転者 松島 正信
10 八頭郡御家町大字宮谷七〇	自動車等運転者 沢 正義
11 八頭郡八東町大字才代二	自動車等運転者 高橋 啓司
12 八頭郡八東町大字智頭一五三〇	自動車等運転者 金子 正久
13 気高郡氣高町大字奥井見八二	自動車等運転者 佐藤 実治
14 気高郡氣高町大字上光五六六の一	自動車等運転者 田中 重夫
15 気高郡氣高町大字下坂本六五三	自動車等運転者 大山 相平
16 気高郡氣高町大字浜村五三	自動車等運転者 野出 一彦
17 倉吉市河原町一六一七の五	自動車等運転者 西村 浩曾
18 倉吉市上古川三二二	自動車等運転者 鈴 勉
19 倉吉市住吉町七九 和泉方	自動車等運転者 白方 行治
20 収伯郡東郷町長和田七五七	自動車等運転者 余良 伸昭
21 倉吉市明治町一〇四八一	自動車等運転者 石田 美夫
22 東伯郡東郷町松崎四五一	自動車等運転者 横澤 紀元

昭和41年3月25日に実施した資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和41年4月12日  
鳥取県知事 石 勝 二 朗

鳥取県告示第百七十七号	
土地の整理事業法（昭和三十九年法律第百十九号）第25条の規定に基づき、倉吉市上井園地区の整理事業の施行を認可し、同法第十九条第二項の規定により次のように行示する。	昭和41年4月12日 火曜日 鳥取県公報 第3723号
昭和四十一年四月十二日	鳥取県知事 石 勝 二 朗
一 土地の整理事業の名称	鳥取県教育委員会告示第百七十七号
倉吉市上井園地区の整理事業	場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教育課
地図地図に含まれる地域の名称	三講題 1. 鳥取県教育委員会教員の任免について
倉吉市新田、小田	2. もの他
事務所の所在地	鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号
鳥取市江崎町一番地	三講題 2. もの他
施行認可の年月日	昭和四十一年三月二十五日
昭和四十年度及び昭和四十一年度	昭和四十一年四月十二日
施行者(事業者)の名稱及び事務所の所在地	鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号
鳥取県住宅供給公社	場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教育課
鳥取市江崎町一番地	三講題 3. もの他
事業年度	昭和四十一年四月十二日
七 その他	鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号
一 認可の期日及び場所	昭和四十一年四月二十一日 午前九時から
二 認可の期日及び場所	鳥取市東町 鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号
三 認可の期日及び場所	鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号
四 認可の期日及び場所	昭和四十一年四月二十一日 午前九時から
五 認可の期日及び場所	鳥取市東町 鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号
六 認可の期日及び場所	昭和四十一年四月二十一日 午前九時から
七 認可の期日及び場所	鳥取市東町 鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号

鳥取市江崎町一番地鳥取県住宅供給公社（旧鳥取上木出張所附）前に公示する。

公示する。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第百七十七号

道路交規法（昭和三十五年法律第百五号）第25条の規定に基いて、

以下のとおり認可を行なう。同法第25条の規定により告示する。

昭和四十一年四月十二日

鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号

一日時 昭和四十一年四月十四日午前十時三十分

場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教員の任免及び告示第百七十七号

三 講題 1. 鳥取県教育委員会教員の任免について

2. もの他

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第十五号

一般自動車取扱者試験合格者

内川 重昂 米田 元子 清 浩 子

農業用品目自動車取扱者試験合格者

平田 康一 熊本 麻美 松本 良 大本 雄雄 今倉 将輝

井上 広一 熊本 麻美 松本 良 大本 雄雄 田口 郁子

船田 正明 速藤 達 大谷 順子 上田 雄二 桥本善久男

船田 駿大 足谷 一明 関田 武 速藤 正大 新口 郁也

桑田 民雄 神崎 久義 高柳 肇男 彦山 弘美 鹤原 順人

長尾 量 増田 利 沢島 錦幸 三輪 幸利

馬ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和41年度上期馬ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和41年4月12日

鳥取県知事 石 勝 二 朗

